

「八紘一字」と地域主義

——「八紘あめつちの之の基もと柱はしら」建設の主体性にみる——

黒岩 昭彦

はじめに

「八紘一字」といふ語句がもたらした社会思想の展開を知る上で、「地域主義」を考慮することは重要である。

その一つとして昭和十五年（紀元二千六百年奉祝事業）に宮崎県が建設した八紘之基柱（八紘一字の塔・平和の塔、以下「塔」と記す）を挙げたい。高さ三十六・四メートルと壮大で、塔の正面には昭和天皇の弟宮・秩父宮雍仁親王殿下（わすひと）の御親筆「八紘一字」の文字が刻字され、石材は国内おろか世界各地から一千七百八十九個寄せられた。八紘一字とは、神武天皇御即位二年前に発せられた「橿原建都の令——八紘為宇の詔」に示された、「六合ヲ兼ネテ以テ都ヲ開キ、八紘ヲ掩ヒテ宇トセムコト、又可カラズヤ」を原典とすることは周知の通りである。この神武天皇の詔勅に着目し、八紘一字を造語したのは日蓮宗在家教団を主宰した国柱会の田中智字で、昭和の戦中期を通じ、社会思想用語として隣り間に社会に浸透して行くこととなる。更に、第二次近衛文麿内閣の「基本国策要綱」と、「日独伊三国条約締結の詔書」での使用を経て「国是」となつたとされる。

よつて注目度も高く比較的の研究は進んでゐるが、その先行研究の多くは、八紘一字が国是とされたことや、塔建

設に陸軍の協力⁽²⁾があつた点、更には塔の考案者である相川勝⁽³⁾、六宮崎県知事の国家主義的な一面を根拠として、如何にも大東亜戦争の国威発揚のために国が塔建設に関はつたと思はせるやうな内容となつてゐる。

例へば、千葉慶は「日本が「大東亜共栄圏」を建設し統治するという侵略行為を「我が神国《日本》の大理想大使命」として位置づけ正当化したモニュメント⁽⁴⁾」と述べてゐる。またW・エドワーズは、「塔に盛り込まれた歴史観は侵略主義を強調する」「軍事的イメージが、不可侵な威力をもつ神道および天皇と結びつけられることによつて、侵略が正当化される」とし、また内藤英恵も、「過去の日本の侵略行為を象徴するともいえる塔⁽⁵⁾」と記すなど、

大東亜戦争の「侵略性」や「暴力性」を象徴する国家主義の立場から塔は論じられてゐるのである。

ところがこれらの論考には、政府の「内閣紀元二千六百年祝典事務局⁽⁶⁾」(以下、「内閣祝典事務局」と記す)と宮崎県の「紀元二千六百年宮崎県奉祝会⁽⁷⁾」(以下、「宮崎県奉祝会」と記す)との塔建設に係る指導および具体的関与に関する考察や分析の有無が全く抜け落ちてゐる。つまり、国と地方の何れが事業の主体を持ち推進したのかといふ事実を確認しないままに、国家主義的な一面のみを強調してゐるのである。上からのファシズム唱導に駆られて塔が建設されたとの理論にたてば、当然ながら国(政府)と宮崎県との何らかの調整等があつてしかるべきであらう。他にも具体的に述べれば、八紘一字を刻字することの政府指示や経費の助成等はあつたのかどうかである。更に言へば、宮崎県民は中央から派遣された相川知事の方針のままに唯々諾々と従つたものか、それとも主体的な県民の意志が介在したものかといふ問題もある。



八紘之基柱(現「平和の塔」)

幾つかの疑問を抱くが、本論はこれらの不確実な問題に対し、塔建設の審議過程を追ひ、概して国家主義からの視点にのみ論拠とされてゐる塔の建設意義に対して、地方の視点や新たな資料（政府と宮崎県との協議）の精査分析も加味して、その真実を究明するものである。そこで先づは、当時の宮崎県内の状況から見て行くこととしたい。

一、祖国日向主義

宮崎県の近代史を象徴する思想用語として、「祖国日向主義⁽⁸⁾」といふ地域ナショナルリズムを牽引した言葉を挙げねばならない。

宮崎県は神武天皇ご生誕の地であり特別に神聖な皇国の起源地であるとして、自県を「祖国」と称しその特殊性が大いに主張されたのである。そこに底流する県民意識には、宮崎県が皇室の祖先神天照大神の孫にあたられる天孫瓊々杵尊が天降られた「天孫降臨地」であるとの強い自負がある。天孫瓊々杵尊から続く「日向三代」彦火々出見尊・鸕草草葺不合尊の神話伝承を色濃く残し、初代神武天皇ご誕生地たる日向こそが、我が国の「祖国」であるとの表明は、やがて観光行政も巻き込みながら県民意識を一体化させる思想主義となつて行く。

その祖国日向主義は、何時頃より宮崎で唱へられるやうになつたのか詳らかではないが、明治三十五年の「大宮小学校校舎完成記念碑」(宮崎市)に、「日向国天下之祖国也」とある⁽⁹⁾。また、大正十三年五月十四日付「宮崎新聞」は、「祖国日向に憧れて大阪記者団来県」と見出しを掲げてゐることから、既に明治・大正時代には意識が見られた。

ただ、その県民意識が澎湃と湧き上がつてきたのは昭和初期のことであらう。昭和五年には、国内で紀元二千六百年奉祝事業の議論が起⁽¹⁰⁾り、更には、天皇親政を唱へる軍部や民間思想家達の「昭和維新」と呼ばれる革新思想が、実際行動として表面化したのもこの年を境としてゐるからである。五・一五事件(昭和七年)や二・二六事件(同十一年)

の蹶起趣意書にて神武天皇の建国精神の發揚が説かれた¹²⁾。これらの時代背景を受けて、県民の祖国日向主義は一気に高揚したのである。

昭和八年、置県五十年を記念して宮崎市で開催された「祖・国・日向産業博覧会」(三月十七日～四月三十日迄)には、パビリオンの中核を担った「祖・国・館」(傍点筆者。以下文中傍点は全て筆者が建設され、阿波岐原での襖祓から神武天皇の御東遷に至る十余場面のジオラマ展示が行はれた。国内外から約二十三万人の来場者を迎へたわけであるが、「祖国日向産業博覧会」「祖国館」の名に見られるやうに、この博覧会によつて「祖国」意識は醸成されて行くのである。

また翌九年には、神武天皇が日向美々津から大和橿原に向かはれた神武御東征から二千六百年に相当するとして、「神武天皇御東遷記念二千六百年祭」(十月五日)が宮崎県から提唱された。当時の知事は君島清吉で、内務省社会派官僚として戦時下の労働組合の統合に一定の役割を果たした人物である。君島は紀元二千六百年奉祝運動の先駆者とも言へ、「神武天皇御東遷記念二千六百年祭全国協賛会」(会長・松平頼壽)を設立、自らは副会長と理事長の要職を兼務して政府との交渉にあつた。その窓口となつたのが、宮崎県庁に新設された「祖・国・顕彰部」であつた。

そして、塔建設の原動力となつたのは、宮崎県民で組織編成された「祖・国・振興隊」(昭和十二年十一月十八日設立)であつた。昭和十八年には、隊数七百十三、隊員数二十一万三千人を数へた¹⁷⁾。当時の県人口は約八十五万人であつたことから、県民の四人に一人は隊員といふことになる。その目的とする点は明白で、勤勞奉仕をかけがへのない美德としたことにある。「隊旗」の製作や、「祖国日向振興朗誦文」「祖国振興隊の信条」「祖国振興隊歌」まで作成し、規律を重んじた。

この祖国振興隊結成に深く関与したのが日高重孝(明治十七年～昭和五十五年)であつた。宮崎県の通史を研究するうへで古典的名著とされる『日向国史』の著者で、祖国日向の古代史に燦然たる功績を残した。この件について日高は相川勝六知事から最も早く相談を受けた一人とし、「官舎で熱心に説かれるその趣旨に、私は勿論賛同して協力を誓

い、先ず隊の信条と隊旗の制定に参画した」と書き残してゐる。⁽¹⁹⁾

隊旗については、旗の上部に日向三代を表す三条線を配するデザインとした。神話をモチーフにした隊旗は、宮崎が何故に「祖国」と称するかとのメッセージ性が込められたものでなければならなかつた。古代史に造詣が深い日高ならではの秀逸のアイデアであつた。一方、朗誦文については、「約一週間、潜心苦慮して、三章の短文を認めて提出、これを基本として知事、部課長たちが屢々会合研討して出来上がった」といふ。⁽²⁰⁾

三章から構成されてゐる長文で、全文の紹介はここでは割愛するがその第一章は以下の通りである。

第一章

日出づる国に靈境あり。天高く地広く、山河秀麗、民情醇なり。畏くも、諾尊禊祓の浜、波は太古の響を伝へ、忝くも、天孫降臨の地、風は上代の調に通ふ。養正・積慶・重暉の神得、宣揚せられし皇道楽土。三世の神迹昭々として、一土一水悉く、聖史と栄光と輝く古帝洲。謹み惟ふ。甲寅の歳冬十月、神武大帝東遷して、万古不易の皇基を樹て給ふ。その宏謨を翼賛し、その聖戦に参与せし、純忠至誠の国人。その熱血を享け継ぎ、その精魂を伝へたる吾等日向若人。巍々、雲に聳ゆる霧島山。崇きは即ち吾等が姿。洋々、空を浸す日向灘。浩きは即ち吾等が心げに。日向こそ 神州日本の祖国。吾等こそ大和民族の精粹。

この第一章は、冒頭日向の大自然の雄大さと天孫降臨地であることの誇りが謳はれてゐる。そして「養正・積慶・重暉」とあるやうに、神武天皇が即位二年前に発せられた詔勅からの造語を配置し、その精魂を伝へて来たのが「吾等日向若人」であると示してゐる。更に日向は日本国の「祖国」であり大和民族の「精粹」であると、祖国日向主義を高唱してゐる。この「祖国日向振興朗誦文」は小冊子に印刷された。そして、県内各地の学校や各種団体に配布され、集会や朝会、作業時に朗誦されたといふ。紀元二千六百年宮崎県奉祝会の記念式典時には会場に高く掲げられ大いに宣伝されたのである。

このやうに当時の宮崎県にあつては、神武天皇発祥の地とする郷土愛から派生した県民意識（下からのナショナリズム）が存在してゐたのであるが、現状の八紘之基柱建設の論考には、国家性（上からのナショナリズム）ばかりが強調されてゐて、宮崎県民ゆゑの特別な「祖国日向主義」には興味を示されてゐないやうである。

二、相川勝六の心算

支那事変が勃発した昭和十二年七月七日、祖国日向主義の渦巻く宮崎県に相川勝六が知事（第二十九代）として任命されたことは、八紘之基柱建設を見る時に運命的とさへ思へる。

相川が県民からのやうに見られてゐたかは、七月十七日付「宮崎新聞」の社説に明らかである。「現状打開の看板を掲ぐる近衛内閣下に長官に拔擢された相川知事が革新政策を相当行ふであらうことは容易に察知し得る」と記してゐる。そして翌日の「宮崎新聞」は、「毎朝皇城を遙拝してパン、と拍手を打ち恭々しく皇室の彌栄と国運の隆昌を祈念してゐる」ほどの尊皇家とし、宮崎神宮社報「みあかし」（昭和十二年八月号）記事によると、「氏は神奈川県在任の頃より有名な敬神家として知られた人である」といふ。このやうに、革新、尊皇、敬神が相川の一つの人物像となつて、大きな期待を持つて宮崎県民に迎へられたのである。

対する相川本人の意中はどうであつたのか。

着任と同時に、大山綱治県会議長、有馬美利県議、日高三郎宮崎市元老、岩切章太郎宮崎バス社長などから紀元二千六百年奉祝事業に関する「熱心にして鎮痛な胸をうつ陳情をうけた²⁰⁾と言ふ。この背景には、国の実施する紀元二千六百年奉祝事業の中に、宮崎神宮への境域拡張等の事業が除かれてゐたといふ県内の憂慮すべき最優先課題があつた。当時宮崎県は、昭和九年に「神武天皇御東遷二千六百年祭」を既に実施したといふ理由によつて、昭和十五年の

国の紀元二千六百年奉祝事業から外されてゐたのである。⁽²⁵⁾

この熱烈なる県民の陳情を無視することなど出来るはずもない。相川は「これは容易ならぬことだと思ひ、何んとかして県民の要望を実現させねばならない」と決意し、⁽²⁶⁾そして政府に思ひのたけを訴へたのであつた。⁽²⁶⁾

此の叡古の紀元二千六百年祝典に当りまして、神武天皇御即位の地である橿原神宮の御造営御拡張だけが取上げられて、それ迄永い間、神武天皇が建国創業の御準備をなされた地の官幣大社宮崎神宮に対して、何等御手当がないといふことは、之は国家の大義名分の上から、どうしても筋道が通らぬ。申上げる迄もなく、神武天皇御即位地なるが故に橿原に神宮があり、宮崎は、神武天皇の此の尊き御準備地なるが故に此処に神宮がある。物事は偶然成る日に成るに非らずして、それに至る迄には永い間の計画があり、準備があり、苦心経営といふものがある。斯して充分準備が行届いて初めて物事は自然に成就して来るのである。

要するに、日向は建国創業の「御準備地」であるとし、その地に鎮座してゐる宮崎神宮の諸事業への国費支弁は当然のことと説いたのである。結果、昭和十三年七月一日の祝典評議委員会第五回総会において、橿原神宮への事業に続いて宮崎神宮の事業を第二位とする、国費三十六万円の支出が決定したのであつた。⁽²⁶⁾

このやうに、着任するや相川は、国の実施する紀元二千六百年奉祝事業の中に、宮崎神宮への境域拡張等の事業を加へるべく動いた。故に着任してからの一年間は、一度決定を見た「紀元二千六百年祝典評議員会」(昭和十一年十一月九日)の事業内容を覆すことに精力を傾けてをり、県民の期待を一身に担つて奮闘努力の日々であつた。現地に着任して初めて知り得た県民の実情と熱望に應へるべく邁進してゐたのである。従つて、当初から八紘之基柱建設が目途にあつたわけではないのである。

宮崎県民にとつては、戦時下の国民統合強化といふ国の指針が、神武天皇の肇国の理想に向けられてゐるといふ意味において、橿原神宮(即位地)と共に宮崎神宮(出発地)が認められたといふ事実こそが大きな意味を持ち得た。国

に採り入れられた勢ひはそのまま祖国日向主義の更なる高揚となつて、昭和十三年十月に結成される「紀元二千六百年宮崎県奉祝会」へと持ち込まれた。当初において国の奉祝事業から漏れたことが却つて県民意識を昂め、既存政党の解体や祖国振興隊結成等、一体化が図られたのである。その流れは相川の八紘之基柱建設へと引継がれるのであるが、その剛腕ぶりの裏には細やかな計画性があつた。それは、大政翼賛会実践局長時代の「士風作興座談会」に見られるので紹介しておく。

文学博士・紀平正美、衆議院議員・木村正義、駒沢大学教授・山田霊林と懇談したもので、木村議員が「戦時国民精神」といふものを国民に吹き込むことは出来るが、「唯問題はさう云ふ吹き込んだものをどう動かすか」と発言した。そして、「どうしても一国の政治指導力と云ふものが及ばないとそれが發揮できない」と注文を付けたところ、相川実践局長は、「機構等に餘り頼り過ぎて居るのぢやないか」と反論して、「もう少し日本国民を動かすには、日本国民を動かす勘所を押へて指導して行かねばならぬと思ふ」と語つてゐる。さらに話が宮崎県知事時代に組織した「祖国振興隊」(八紘之基柱建設した)に及ぶと、

あれは勤勞奉仕と云ふものが日本で一番初めに出来たものです。それでそのやり方が色々の方面に参考になつて居ると思ふのですが、あれなんか権力を考へた訳でも、機構を考へた訳でもない。宮崎県人は神武天皇を非常に崇拜してゐる。その県民の氣持を尊重してやつたのです。(中略)宮崎県人の特色を見て、神武天皇を崇拜する精神から出發したのだが、さう云ふやり方がいゝのですなあ。統制とか割当制と云ふことも必要だが、さう云ふことをよく考へてやらぬといかぬと思ふ。日本国民はドイツ国民とは違ふのだから。

と述べてゐる。

宮崎県民は神武天皇を崇拜してゐるから、それを行政にも活用したといふのである。そこには、現状論じられてゐるやうな、上からの押し付けではない、県民の神武天皇への信仰心を利用しようとした相川なりの戦略の一端が覗へ

る。「県民の気持を尊重」し、決して「権力を考へた」(上からのナショナリズム)わけではないと声明してゐるのである。この発言は大東亜戦争真つ只中の「昭和十八年二月二十三日」(記事掲載日)の話で、その肩書は「大政翼賛会実践局長」であつた。

三、「八紘之基柱」建設の目的

八紘之基柱建設の目的が那邊にあつたのか知ることは、建設の主体性が宮崎県と政府の何れにあつたのか、といふ命題に關する重大事で切り離すことは出来ない。ただその目的が仮に国家性を帯びたものであつたとしても、その言葉尻だけを鵜呑みにして、その実態を分析し把握しなければ、判断することは出来ないであらう。事実、八紘之基柱の建設にはその点が顕著であるので見ていかう。

昭和十三年六月十二日付の「大阪毎日新聞」(宮崎版)は、その宮崎県の奉祝事業の中身について、

紀元二千六百年を機として、**県民精神を昂揚し八紘一字の大精神を確立するため**、単なるかけ声的な内容の伴はぬ精神運動でなく、何らか具体化した精神運動を行ふやう研究し、**二千六百年を期して日向の大きな飛躍をはかる**。

といふ県の方針を伝へてゐる。

更に、同年八月十六日付「大阪毎日新聞」(宮崎版)には、「全国から礎石を集め **大祖国塔を建設** 日向古代研究所も設置」と報じられた。そして、十月二日付「大阪毎日新聞」(宮崎版)には、

上代日向の研究機関の新設と**皇宮屋に肇国の大方針たる八紘一字の精神**、**顕現のための大天柱建立の二大計画**は時節柄もつとも有意義な企画として出席者の讃辞を集めた。

とある。これは、九月二十九日に在京の宮崎県関係者・菊地武夫陸軍中将他四十名を相川知事が招待し、県の紀元二

千六百年奉祝事業計画を説明した際の記事で、この会によつて資金調達先の先鞭が付けられたことが解る。

そして同年十二月二日の宮崎県会において初めて公式の発表が為されたのである。

相川知事は、塔を「皇宮屋を中心としてあの一帯の適当な所」に、「神武天皇の御言葉の中にある八紘を掩いて宇となすといふきはめて遠大なる御言葉を使用した具体的なもの」として建てて、そしてその揮毫については、「高貴な方にお願ひして御親筆を願ふ」といふ。さらに資材については、「日本の八紘一字の皇威の及ぶところから集める」との計画を明らかにした。⁽²⁹⁾

更に述べれば、昭和十三年二月二十六日には、内閣情報部国民総動員部会決定の「八紘一字ノ聖旨宣明ニ関スル件」も出され、四月三日の「神武天皇祭」(神武天皇が崩御された日)に合はせて、「八紘一字ノ御精神ニ対スル国民ノ理解ヲ愈々深カラシムルコト」が求められてゐたのである。宮崎県では同日に「皇国隆昌祈願祭」を全市町村で斎行してゐる。⁽³⁰⁾

このやうに、塔建設の目的が八紘一字の精神顕現にあることは明白である。

八紘一字の精神顕現の為に塔を建てると新聞は大々的に報じ、その後ろ盾には内閣情報部の八紘一字の精神を広めるやうにとの命令もある。であるならば、さぞかし政府の指導監督が入つたに違ひないので、なほさらその有無を確認せねばならない。そこで、八紘之基柱の変遷について確認しておきたい。

例へば、塔に使用する石材を国内外から集めるといふアイデアがある。最初の発表では既述の通り、「全国から礎石を集め」であつたものが、最終的には国内外含む「八紘一字の皇威の及ぶところ」となつたのである。この石材の集積地については、大阪毎日新聞主幹・平川清風の助言に依拠するものと推測される。なぜならば、八紘之基柱の建設経過に類似した米国の「ワシントン記念碑」(ワシントン記念塔)を、日向観光協会発行の季刊誌『霧島』⁽³¹⁾昭和十三年十一月二十五号)に紹介してゐるからである。因みに平川は相川の東京帝国大学時代の同窓であつて、姉が宮崎県立高

等女学校（現在の県立宮崎大宮高校）で教鞭を執るなど宮崎に縁があつた⁽³³⁾。

一方、塔の形について設計者の日名子実三は、「そこで神の御信頼に対して報ひ奉らん事を思ひ、宮崎神宮に詣うで神助を祈りました。其時に御幣を拝した折、何か建築的なインスピレーションを感じました。御幣のみでは建築的に出来ませぬから、五瀬命が楯を建て、男叫びなされた事を思ひ楯と御幣の形を併せ、しかも葦牙の如萌え騰る感じを表はしたのです」と書き残してゐる⁽³⁵⁾。

また、建設予定地・皇宮屋一帯に真先に着目したのは、八紘一字を造語したとされる国柱会の田中智学と思はれる⁽³⁶⁾。結果的に当初の予定地より更に高台へと変更となるが、その際にも宮崎県の内務、学務、経済の三部長の意見を聞き入れたことを書き残してゐる⁽³⁷⁾。

なほ参考までに述べておくが、八紘之基柱の建設には間接的な智学の関与が見られるが、だからと言って、相川知事が智学の影響下にあつたわけではない。相川にとつて智学は内務省警保局保安課長時代の内債対象者であつたと思はれ、その疑ひの目が当初予定の皇宮神社から更に高台へと変更となつた背景と見てゐる。

このやうに塔は、様々な関係者の意見等を反映させながら⁽⁴⁰⁾、「大祖国塔」から「大天柱」、そして「八紘之基柱」へと概要を整へていつたのであるが、そこに政府関係者のアドバイスは何一つ見出し得ない。政府の「八紘一字ノ聖旨宣明」を表面的には受け入れた格好に見えるが、その実は、八紘一字といふ神武天皇の詔勅からの造語を刻字することで、宮崎県が神武建国の発祥地であることをより具体的な形で発せられるとの思惑に突き動かされたのである。その県民性を相川は利用したに過ぎないことは、前節で述べた、「宮崎県人は神武天皇を非常に崇拜してゐる。その県民の気持を尊重してやつたのです」に明白に表れてゐる。

四、「紀元二千六百年奉祝記念事業ノ調整ニ関スル件」(政府通牒)

昭和十三年八月四日付で、内閣書記官長より「紀元二千六百年奉祝記念事業ノ調整ニ関スル件」(以下「政府通牒」と記す)が全国の各地方長官宛に発せられたことは、八紘之基柱建設の主体性を考へる上での示唆を与へてくれる。『紀元二千六百年祝典記録第一冊』(以下『祝典記録』と記す)によつてこの「政府通牒」なる文書を紹介すると、⁽⁴⁾

一、実施セシムルヲ適當ト認メルモノニ付テハ其ノ都度計画、予算其ノ他参考トナルベキ事項ヲ具シ当方ニ対シ御協議相成度

一、市町村其ノ他前項以外ノ各種団体等ニ於テ行ハントスル事業計画ニ付テハ貴官ニ於テ本文ノ趣旨ニ依リ適宜調整シ特ニ重要ト認メルモノニ付テハ前項ニ準ジ御協議相成度

一、事業ノ財源ノ全部又ハ一部ヲ寄付金品ニ依ラントスルモノニ在リテハ其ノ募集区域ハ当該事業起興者ノ関係地域内ニ限定セシメラレ度

の三点で、全国的統一を欠くことがないやうに、「官民協力挙国一体ノ下ニ之ヲ起興シ其ノ完成ヲ期スル」といふ明確な政府方針であつた。

先づ二つの項目では、各自治体単位で実施するに相應しい事業があれば、計画概要や予算を知らせて政府と協議することを求めてゐる。これにより全国の各市町村から膨大な数の諸事業の報告が寄せられた。植樹や二宮金次郎像の設置、「紀元二千六百年記奉祝記念」碑や「八紘一字」と刻字された国旗掲揚塔など、各県独自の多種多様な奉祝事業が展開されたのである。その奉祝事業数は一万五千四百餘件、総動員数延べ五千万人に達したといふ。⁽⁴⁾

塔建設の主体性を明らかにする本論の目的から問ふべきは、この「政府通牒」に従つて宮崎県と政府との協議の場

（面談）が持たれたかどうかにある。

塔建設の推進状況については既に前節で述べた通りで、「政府通牒」が発出される前に、「八紘一字の大精神を確立」し、何らかの「具体化した精神運動を行ふ」（昭和十三年六月十二日付の「大阪毎日新聞」・宮崎版）ことが報じられてゐたのである。宮崎県の場合は、「神武天皇建国発祥の地」といふ所縁の地であることから、その奉祝事業の規模や予算は他と比較できないものとなつたのであるから、協議の場がなかつたと考へる方が不自然と言へよう。事実、「祝典記録」を見ると、「予メ之ヲ内閣紀元二千六百年祝典事務局ニ協議シ来レリ」とある。⁽¹³⁾

ただその具体的日時は判らないが、昭和十三年九月下旬と筆者は見えてゐる。相川勝六知事が九月二十二日から十月二日まで東京大阪に長期出張してゐるからである。つまり七月から九月下旬までの約三ヶ月間に具体的な奉祝事業が県内関係者によつて調整され、その意見の集約を見て実施されたのがこの出張であつた。東京・大阪で宮崎県人会を開催した。設計者日名子実三への面談もこの時期に行はれたのであらう。⁽¹⁴⁾ また大阪では、「大阪毎日新聞」の後援を取り付け、塔建設にあたり助言したと思はれる平川清風と会談したのである。

この一連の交渉が順調に実施され成果を挙げたことは、相川の帰宮後の談、「大いに自信を得た」（「宮崎新聞」昭和十三年十月三日付）に見ることができる。そして「宮崎新聞」（十月四日付）は、「今回の相川知事の東上折衝により二大事業を以て之を決定することになつた」と報じ、「八紘一字の天の大御柱を建立すること及び上代日向研究所の創設」を発表してゐる。引き続き、十月十三日には宮崎県奉祝会会則を決定、更に十月二十二日の「第一回常議員会」において、宮崎県奉祝会の六大事業が正式決定した。つまり、内閣祝典事務局などとの「東上折衝」の末、塔建設は一気に具体化し公式発表へと結びつくのであつて、その流れが十二月二日の宮崎県会における答弁へとつながるのである。⁽¹⁵⁾

このやうに、「政府通牒」は各道府県や市町村、各種団体単位で実施される諸事業の報告を求めたのであつて、八紘一字を刻字する支持や、皇威の及ぶ地から石材を収集する命令など、直接間接的な指導を行つたとは思へない。要

するに内閣祝典事務局は、「政府通牒」の方針に沿つて宮崎県奉祝会と事前調整をしたのであつて、その確認を受けて宮崎県は概要を発表したに過ぎないのである。面談した後に発表といふ手順が踏まれてゐるので、これを以て、「消極的賛同」と見なすことも出来るが、ただ両者は、更に踏み込んだ協議を行つてゐるので以下見て行きたい。

五、宮崎県と「内閣紀元二千六百年祝典事務局」との協議

内閣祝典事務局は、宮崎県奉祝会が進めてゐた八紘之基柱建設計画をどのやうに見てゐたのであらうか。

『祝典記録』によると、宮崎神宮境域拡張整備事業への国費支弁が決定した昭和十三年七月一日以降も、「紀元二千六百年ヲ奉祝スルノ熱意ノ熾ナルモノ」があると記されてをり、塔建設計画が大々的に進展することを率直に評価してゐると思へない。ただ、再協議の場が必要であるとの認識は当然持つてゐたのである。

その会議は、宮崎県文書センターに残された記録から昭和十四年二月七日（午後一時三十分～二時四十五分）⁽⁴⁵⁾で、この点は『祝典記録』の日付とも合致する。政府は塔建設について、「其ノ内容ニ於テ相・当・重・要・ニシテ国ニ於ケル奉祝記念事業ト密接ナル関連ヲ有シ、殊ニ八紘一字ノ御柱ノ建立ハ其ノ実施方法ニ於テ紀元二千六百年奉祝記念事業ノ調整上問題トナルベキモノ」があるとし、計画の調整を図つたのである。会議の出席者は、「相川知事、歌田事務局長、武若書記官、杉山書記官、矢島諸陵寮庶務課長、七戸文部属、谷川社寺兵事課長、寺田土木課長、西澤地方（宮崎県）事務官」の九名で、議題は「紀元二千六百年宮崎県奉祝会ニ於テ建立ヲ計画セル八紘一字ノ御柱（仮称）ニ関スル件」であつた。本論にとつては、塔建設に關する重要記録であることから、内閣祝典事務局に残されてゐる会議録⁽⁴⁶⁾から引用しておく。

議事経過

午後二時開会 相川宮崎県知事紀元二千六百年宮崎奉祝会設立及其事業ノ一ツトシテ本計画ヲ樹立シタル趣旨ヲ説述シ事業要綱ニ付朗説説明ス

之二対シ武若祝典事務局書記官ヨリ奉祝記念事業調整ノ観点ヨリ財源及土石寄付募集ノ方法ニ関シ、矢島宮内事務官ヨリ古墳保全ニ付、七戸文部属ヨリ本計画ト神武天皇聖蹟及其ノ蹟彰ト相関渉スル点ナキヤ質問アリ。相川宮崎県知事ヨリ、

一、本計画施行ニ当リテハ紀元二千六百年奉祝記念事業調整ニ関スル内閣書記官長依命通牒ニ従ヒ、寄付金モ県内及県出身者ヨリ募集スルコト

一、石材募集個数ハ一府県五個多クトモ十個以内トシ汎ク国内及海外ヨリ募集スル意向ナルコト

一、建立候補地ヲ調査シタルトコロ古墳ラシキ形跡趾ハ全然認めラザルコト

一、天皇聖蹟伝承地外ナルヲ以テ事業要綱ニハ皇宮屋台トアルモ之ヲ皇宮屋台附近ト改ム

等応答説明アリ

尚聖蹟蹟彰ト史蹟指定、聖蹟伝承地調査ト地元民ノ信念希望等ニ関シ、紀元二千六百年宮崎奉祝会設立趣意書ノ改訂等種々意見交換シ、計画ノ大体ハ之ヲ認ムルコトトシテ午後二時四十五分閉会

先づは、武若時一郎祝典事務局書記官より「奉祝記念事業調整ノ観点ヨリ財源及土石寄付募集ノ方法ニ関シ」質問があつた。これに対して相川知事は、「紀元二千六百年奉祝記念事業調整ニ関スル内閣書記官長依命通牒ニ従ヒ、寄付金モ県内及県出身者ヨリ募集スル」と応答してゐる。「内閣書記官長依命通牒」(次節参照)とは、この協議の三日後に發せられた内閣書記官長田邊治通より相川勝六知事宛に出された通知(紀元二千六百年祝典事務局第三十六号・昭和十四

年二月十日付)の事で、前節の「政府通牒」を更に具体化したものと言へよう。「寄附金ノ募集ハ宮崎県内ニ限ルコト新聞社ヲシテ寄附金募集事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ザルコト」といふ厳しい内容で、宣伝広報の禁止事項が新たに加へられたのである。

一方、七戸文部属は、「神武天皇聖蹟及其ノ顕彰ト相関渉スル点ナキヤ」と質問してゐる。

「神武天皇聖蹟及其ノ顕彰」とは、紀元二千六百年奉祝事業の一環として文部省所管で実施された事業の一つで、神武天皇御東遷に係る顕彰地(大分県、福岡県、広島県、岡山県、大阪府、和歌山県、奈良県)に文部省統一規格の記念碑を国費で建設するといふ事業であつた。⁽²²⁾もしこの石碑(全国十九カ所)に「八紘一字」と刻字されたとしたならば、「八紘一字の国是」を具象した事例と大いに宣伝されたと推測されるが、どこにも刻まれなかつた。内閣祝典事務局は宮崎県に対し、「相当重要」とし、「調整上問題トナルベキモノ」といふやうに、塔建設計画が文部省が推進してゐた「神武天皇聖蹟保存顕彰」事業に抵触することを恐れたのである。

これは重要な意味を持つてゐる。もし塔建設が国の八紘一字の精神顕現に即応した主体事業であつたと内閣祝典事務局が考へてゐたとするならば、トップダウンでこのやうな調整など必要はないであらう。七戸文部属の質問は、いみじくも塔建設が国の事業とは全く異なる個別事業の一つに過ぎないものであつたことを証明してゐるのである。

なほ参考までに述べれば、相川知事が力説した神武建国の「御準備地」(高千穂の宮)たる宮崎県に、国の「神武天皇聖蹟保存顕彰碑」は建設されなかつたのは何故か。その背景を知るだけでも、塔建設の主体性的一端が見えて来よう。

六、宮崎県と「内閣紀元二千六百年祝典事務局」との齟齬

既述の通り、内閣祝典事務局の対応は、内閣情報部国民総動員部会決定の「八紘一字ノ聖旨宣明ニ関スル件」に明

らかに矛盾してゐる。⁽⁵⁴⁾ 一方で八絃一字を宣伝するやうにと命じておきながら、その一方で八絃一字を刻字した塔建設には後ろ向きな姿勢を示したのである。

政府と宮崎県とに齟齬があつたことは、以下のトラブルを見れば明らかである。

宮崎県奉祝会は、政府との再協議の四日後には「大阪毎日新聞」に、「一般より献納の浄財をもつて万古不易の聖柱を据ゑることとなつてゐます」(昭和十四年二月十一日付)との記事を掲載し、「内閣書記官長依命通牒」の新聞宣伝禁止事項を反故にしてゐるのである。

この「内閣書記官長依命通牒」(前節参照)とは以下の通りである。⁽⁵⁵⁾

紀元二千六百年奉祝記念事業ニ関スル件

二月七日付発社兵第二〇八号ヲ以テ御協議相成候紀元二千六百年宮崎県奉祝会施行標記ノ件左記条件ヲ付シ承認候

記

第一 寄付金ノ募集ハ宮崎県内ニ限ルコト新聞社ヲシテ寄付金募集事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ザルコト

第二 八絃一字ノ御柱(仮称)建設ニ関シテハ左ノ各号ニ依ルコト

一 寄贈ヲ受ケントスル石ハ一府県(外地及海外ノ場合ニ於テモ之ニ准ス以下同ジ)ニ就キ十個ヲ超エザルコト

二 石ノ寄贈ヲ依頼スル先ハ府県又ハ府県ヲ地域トスル公的団体ニ限ルコト

三 石ノ寄贈ノ依頼ハ紀元二千六百年宮崎県奉祝会単独ニテ之ヲ行フコト

四 宮崎県外ヨリノ寄付金ハ之ヲ受ケザル旨予メ適當ノ周知ヲ講ジ置クコト

内閣祝典事務局にとつては、舌の根も乾かぬうちに反故にされたのであるから面目丸つぶれであつた。二月十五日には相川知事宛に「内閣書記官長承認ノ条件ニ違背スルモノアリ甚ダ遺憾」との祝典事務局長歌田千勝の抗議文が届

けられてゐる。⁽⁵⁶⁾更に今度は「大阪朝日新聞」にも募財に関する記事掲載の企画が持ち上がり、この事態に対し宮崎県は、内閣祝典事務局書記官の武若時一郎に事前了承を取らうと伺ひを立てたが認められなかつた。⁽⁵⁷⁾大阪朝日新聞社は自ら五千円を宮崎鹿児島両奉祝会に奉賛すると報じ、更に「この際一般有志の賛助金を取りつくことにいたしました」(四月三日付)と、⁽⁵⁸⁾またもや違反記事が掲載されたのであつた。つまり宮崎県は、マスコミの対応を巡つて二度に亘り政府方針を無視して全国募財実施の記事を掲載したといふ形になつた。四月十日付の歌田祝典事務局長から相川知事宛の文書には、「又条件違反ヲ繰返スコトト相成ヲ以テ折返シ社告中止方電報シタル所右返電ニ拘ラズ予定ノ社告ノ發表セラレタルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザル次第」との抗議文が届られたのであつた。

以後、再協議の決定事項は完全に効力を失ひ募財状況が頻繁に報じられる状況となる。結果的に昭和十四年二月二十二日段階における予算額は合計八十六万五千円であつたが、⁽⁵⁹⁾実際の奉賛金申込額は、同年九月五日の「紀元二千六百年宮崎県奉祝会資金引継書」では七十九万七千六百六十五円十三銭、⁽⁶⁰⁾祝典終了後の同十六年一月七日の引継書では、百二十四万千八百八円八銭にものぼつたのである。⁽⁶¹⁾全て宮崎県の募財で賄はれたのであり、国費支弁などあらうはずもなかつたのである。

さて、政府の援助がないことは更に明確となつた事から、宮崎県は個別対応に力を注ぐこととなる。マスコミ対策はもとより、石材については陸軍の全面協力を得て、⁽⁶²⁾運搬については鉄道省や各私鉄に依頼したことは、冒頭に述べた通りである。

この宮崎県奉祝会の塔建設における個別対応は、地元紙「宮崎今日」(昭和十四年四月十二日付)の松本静太郎には奇異に映つたやうである。そのコラム記事に、塔の外観が西洋モダン風であると批判した後、「日本国民の総親和総努力で二千六百年頃の国民総意の記念造営物としては日本国民全体から多額の費用(賞金)をかけて公募すべきものだつた」日本一流の理工学博士、武人、神官、頭山満翁其他一流の名士美術家を審査員として日本精神に則つて審議すべ

きものであつた」と、宮崎県が主体となつて塔建設が進捗してゐることへの批判記事を綴つてゐる。⁽⁶⁴⁾

このやうに、昭和十四年に入ると内閣祝典事務局は協力を約束するどころか二つと四項目の遵守事項を提示するなど、塔建設に歯止めをかけたことが解る。募財広告での政府とのトラブルも見るまでもなく、両者には齟齬があつたと同時に、塔建設への関わり合ひにも明白な差があつたのである。

ま と め

以上、八紘之基柱建設に至る過程での政府と宮崎県との主体性について検証してきた。

相川勝六宮崎県知事が塔建設を実行に移したのは、着任一年後の昭和十三年七月以降の事であつた。当初予定されてゐなかつた宮崎神宮への境域拡張等を柱とする国費支弁が決定し、それによる県民意識の高揚が新たな奉祝事業を喚起させたのであつた。具体的に述べれば、昭和十三年六月十二日付の「大阪毎日新聞」(宮崎版)、同年八月十六日付「大阪毎日新聞」(宮崎版)に塔建設の概要が報じられてゐる。つまり、神武天皇のご生誕の地としての誇りと自負が、宮崎神宮への国の奉祝事業を当然とする風潮を生み出し、その流れは宮崎県の歴史神話を現実社会の正史として国に確認して貰ふ作業としての塔建設へと向けられて行つた。いはゆる「祖国日向主義」と称される熱烈なる地域主義尊重の絶頂期を迎へたのである。

その一方で国は八紘一字の国是化を目指し、その精神理解を深めようと指導したものの、その平和理想を具現化した塔建設に際しては及び腰であつた。初めは、「紀元二千六百奉祝記念事業ノ調整ニ関スル件」(政府通牒)を發して、事前調整を図つた。そして相川知事の「東上折衝」を経て、昭和十四年二月七日に協議を開いた後に、二月十日付の「内閣書記官依命通牒」を發出したのであつた。その内容は、「寄付金ノ募集ハ宮崎県内ニ限ルコト新聞社ヲシテ寄付

金募集事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ザルコト、「宮崎県外ヨリノ寄付金ハ之ヲ受ケザル旨予メ適当ノ周知ヲ講ジ置クコト」など大変厳しいものであった。この矛盾への反感は、「内閣書記官依命通牒」を無視した新聞広告による募財活動となつて顕れたのである。宮崎県の暴走ともとれる塔建設の熱意に振り回された内閣祝典事務局の様子が浮き彫りとなつたのが実情である。

もちろんその背景には相川の剛腕ぶりが視へるが、相川の手腕の妙はお国自慢に伴ふ地域至上主義を上手く利用して、観光事業の推進はおろか実体の見える塔建設へと県民意識を奮ひ立たせたことにある。この県民の熱意を相川は上手く利用したに過ぎないのであつて、国家主義的な明白な意図があつて塔建設を推進したとは思へない。その点は、大政翼賛会実践局長時代の「士風作興座談会」での相川の発言が物語つてゐる。宮崎県民の思ひは、塔建設を通じた建国聖地のアピールで、それが観光誘致にもつながる「うまみ」であることを、昭和八年の「祖国日向産業博覧会」や同九年の「神武天皇御東遷記念二千六百年祭」などを通じて学んだのである。この時期を通じて如何に宮崎県の観光事業が潤つたか、「日向路巡り 観光客殺到」〔宮崎新聞〕昭和九年六月九日付などを見ただけでも明白である。⁽⁶⁵⁾

これらの地域事情や関係者の迷惑を無視して、八紘一字の推進を指向した政府方針や、国是とされる八紘一字の国家主義といふ一面のみをことさらに強調して塔建設を論じること疑問を抱かざるを得ない。筆者は、八紘之基柱の建設目的には、宮崎県民の神日本磐余彦天皇（神武天皇）を奉斎する宮崎神宮への篤い信仰や、天孫降臨の地であるといふことの国へのアピールもあつたと捉へてゐる。それは既述のやうなイデオロギー化した国家主義的なものばかりとは言へず、偉人顕彰とも称すべき郷土愛に満ちた地域至上主義的とも言ふべきものの顕現であると分析してゐるのである。

塔建設の主体はあくまでも宮崎県にあつたわけで、国家主義を示す事例とするには矛盾がある、といふのが結論である。

(1) 『石の証言——みやざき「平和の塔」を探る——』(本多企画、平成七年)、八紘一字の塔を考える会編『新編石の証言——八紘一字』の塔「平和の塔」の真実——(鯨脈社、平成二十七年)、W・エドワーズ「宮崎市所在「八紘一字の塔」について」(天理大学学報第一八七輯、平成十年)、君塚仁彦編纂「平和概念の再検討と戦争遺跡」(明石書店、平成十八年)、内藤英恵「八紘一字」はなぜ「国是」となったのか」(『現代日本を考えるために』所収、梓出版社、平成十九年)、井村彰「モニュメントにおける文化と野蠻——宮崎市の「平和の塔」を事例にして——」(『メタ環境としての都市芸術——環境美学研究——』所収、平成十二年)、千葉慶「八紘一字」の視覚化」(『近代天皇制国家における神話的シンボルの政治的機能——革命・統治の正当化と天皇の神格化を中心として——』所収、千葉大学博士論文、平成十六年)、「八紘之基柱」の画像プログラム」(『美術史』一六六号所収、平成二十一年)、三又たかし「ある塔の物語——甦る日名子実三の世界——」(『観光みやざき編集局、平成十四年)、『知られざる「平和の塔」物語」(文芸社、平成十九年)、古川隆久「皇紀・万博・オリンピック」(中央公論社、平成十年)、千田稔「高千穂幻想」(PHP研究所、平成十一年)等参照。

(2) 現状では、陸軍副官が「在満在支各軍(師団)参謀長等に対して出した通牒」(昭和十四年七月二十九日付)に、「個数八軍(隷下師団ヲ含マス)又ハ師団毎ニ各々二個ヲ標準トシ内一個ハ軍又ハ師団司令部所在地附近ノモノ一個ハ成ルヘク第一線附近ノモノトス」とある(資料簿冊「陸軍省大日記甲輯 S 15-8-35」(紀元二千六百年記念事業トシテ「八紘之基柱」建立ニ関スル件)国立公文書館「アジア歴史資料センター」所蔵)が、陸軍に宮崎県が石材を依頼した最初の文書となつてゐるが、既に昭和十四年三月一日付「宮崎新聞」に、「郷土部隊に依頼した旨」の記事が出てゐる。なほ、陸軍副官への相川からの依頼文(同十四年七月十五日付)に対して便宜を図つたのは、外事課長時代に面識を得た板垣征四郎陸軍大臣であつた。「宮崎新聞」(昭和十四年八月一日付)関係記事。

(3) 前掲『石の証言——みやざき「平和の塔」を探る——』七五—八〇頁。前掲「八紘一字」はなぜ「国是」となったのか」八九—九六頁。拙稿「内務官僚・相川勝六の「敬神」」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第十二号所収、平成三十年)二〇九—二二八頁。拙稿「二・二六事件と「八紘一字」」(『阪本是丸』『昭和前期の神道と社会』)所収、弘文堂、平成二十八年)四八七—五一〇頁。

(4) 前掲「八紘一字」の視覚化」(『近代天皇制国家における神話的シンボルの政治的機能——革命・統治の正当化と天皇の神格

化を中心として——」一六二頁。

(5) 前掲「宮崎市所在「八紘一字の塔」について」一四九頁。また『新編石の証言』は、塔の礎石調査を通じて、「八紘一字の塔」が建設当時、侵略戦争や植民地支配を正当化し、戦意高揚の役割を果たしていることを明らかにしてくれました(五頁)と述べ、内藤英恵は「過去の日本の侵略行為を象徴するともいえる塔」(前掲「八紘一字」はなぜ「国是」となったのか)五二頁)と記してゐる。その他、塔を「侵略戦争」と関連付けた論考多数。

(6) 紀元二千六百年祝典事務局は昭和十一年七月一日付で設置された(拙稿「紀元二千六百年奉祝事業の審議経過について——宮崎神宮への追加事業を中心に——」神道宗教学会編『神道宗教』第二二・二三号所収、平成二十三年)一〇九頁。具体的な事業等については、紀元二千六百年祝典事務局編『紀元二千六百年祝典記録』(全一五巻、昭和十八年)に網羅してある。

(7) 相川勝六『紀元二千六百年奉祝と県民の覚悟』(紀元二千六百年宮崎県奉祝会、昭和十四年)に事業内容、規約等が示されてゐる。五一—五八頁。

(8) 「祖国日向主義」については、倉真一「博覧会からみた宮崎の近代」(宮崎公立大学公開講座①『地域を創る——新しい宮崎をめざして——』所収、欽脈社、平成十八年)七〇頁。坂上俊康他『宮崎県の歴史』(山川出版社、平成十一年)三二二頁。長谷川司「戦前地方博覧会における地域イメージの構築——祖国日向産業博覧会(1933)のケーススタディー」(関西学院大学総合政策学部研究会編『総合政策研究』所収、平成二十二年)一八九頁。

(9) 大宮地域まちづくり推進委員会編「石碑文から町づくりを知ろう」(平成二十四年)一六一—一七頁。

(10) 未公刊史料 国立国会図書館憲政資料室蔵「阪谷芳郎関係文書」家庭日記」所収。拙稿「紀元二千六百年奉祝事業の審議経過について——宮崎神宮への追加事業を中心に——」(『神道宗教』平成二十三年、二二〇・二二二号所収)九九—一二四頁。

(11) 昭和維新については、橋川文三『昭和維新試論』(朝日新聞社、昭和五十九年)、高橋正衛『二・二六事件——昭和維新の思想と行動——』(中央公論社、昭和六十一年)、北博昭『二・二六事件全検証』(朝日新聞社、平成十五年)、末松太平『私の昭和史』(みすず書房、昭和三十八年)、橋川文三・松本三之介編『近代日本政治思想史Ⅱ』(有斐閣、昭和四十五年)、前掲「二・二六事件と「八紘一字」等を参照した。

(12) 五・一五事件の「日本国民に激す」では、「陛下聖明の下、建国の青神^{あまの}降り国民自治の大精神に徹して」と訴へ、二・二六事件の「蹶起趣意書」では、「八紘一字ヲ完フスルノ国体」と謳ひ、「此ノ国体ノ尊嚴秀絶ハ天祖肇国神武建国ヨリ明

治維新ヲ経テ益々体制ヲ整ヘ」ともいふ。

- (13) 宮崎市『祖国日向産業博覧会並協賛会誌(昭和九年)、前掲「戦前地方博覧会における地域イメージの構築——祖国日向産業博覧会(1933)のケーススタディー」参照。
- (14) 宮崎県神武天皇御東遷記念二千六百年祭全国協賛会編『神武天皇御東遷記念二千六百年祭事業大要』、『神武天皇御東遷記念二千六百年祭寄附者名簿(昭和九年)参照。君島清吉については、拙稿「紀元二千六百年奉祝事業の先駆者——君島清吉の政治思想と功績(拙稿「米良の桜」所収、鉾脈社、平成三十年)一六三—一七九頁。
- (15) 『宮崎時事新聞夕刊』昭和九年一月十四日付参照。「祖国顕彰部規定」や役員人事が掲載されている。
- (16) 前掲『思い出するまま』一一—一三四頁。「宮崎新聞(昭和十二年十一月十八日付夕刊)、宮崎県『宮崎県史・通史編・近・現代』2(平成十二年)三四—三五頁。小野雅章「集団勤労作業の組織化と国民精神総動員——宮崎県祖国振興隊を事例として——」(『教育学研究』第六十六卷第三号所収、平成十一年九月号)四八—五六頁。
- (17) 同右『宮崎県史』三五—二頁。
- (18) 日高重孝『孤窓漫録』(日向文化談話会、昭和四十五年)、日高重孝『回想記』(自費出版、昭和五十一年)、佐藤一一『宮崎の偉人 下』(鉾脈社、平成十一年)等参照。
- (19) 同右『孤窓漫録』六七頁。
- (20) 同右『孤窓漫録』六七頁。
- (21) 「八紘一字」と同様に田中智学の造語。「神武天皇の建国」(『国柱新聞』大正二年三月十一日付)に、「天壤無窮」といひ、「乾靈授国」といひ、「就治」といひ、「積慶」といひ、「重暉」といひ、「養正」といひ、「八紘一字」といひ「六合一都」といひ、「天業」といひ「天日嗣」といふ大抱負に照らして云々」と書いてある。
- (22) 相川勝六『八紘基柱——平和塔の由来』(白樺ポリテクス9、昭和四十三年)三—四頁。
- (23) 前掲『紀元二千六百年奉祝と県民の覚悟』一一—四頁。前掲『紀元二千六百年奉祝事業の審議経過について——宮崎神宮への追加事業を中心に——』九九—二二四頁。
- (24) 前掲『八紘基柱——平和塔の由来』四頁。
- (25) 前掲『紀元二千六百年奉祝と県民の覚悟』五頁。
- (26) 前掲『紀元二千六百年奉祝事業の審議経過について——宮崎神宮への追加事業を中心に——』九九—二二四頁。

- (27) 宮崎県議会議事務局編『宮崎県会史』(第七編、「通常県会第一読会」)九〇頁。石神啓吾県議は、「県民の代表者であるこの県会のごときも、みずから進んで従来のもつた政治イデオロギーを振り捨て、県民の革新的政治思想を指導する立場に立たなければならぬ」と、政党解消演説を行った。その結果十二月二十一日の通常県会最終日に議決され、大山綱治議長による声明と「いふ形で県民に知らされた(三四五頁)。「宮崎新聞」(昭和十二年十二月二十二日付)に関連記事が掲載されてゐる。
- (28) 「土風作興座談会」(『政界往来』昭和十八年四月号所収、政界往来社)五三頁。※本誌は文学博士・紀平正美、衆議院議員・木村正義、駒沢大学教授・山田霊林、大政翼賛会実践局長・相川勝六による懇談記事。
- (29) 前掲『宮崎県会史』(第七編、昭和十三年県会「皇紀二千六百年奉祝記念事業その他について」)二七七―二七八頁。
- (30) 「宮崎新聞」(昭和十三年三月三十日付)には「八絃一字の精神 聖旨の宣明 神武天皇祭の県下」との見出しが掲載されてゐる。また同日付「大阪毎日新聞」(宮崎版)にも「神武天皇祭当日 県下全市町村で 皇国隆昌を祈願 八絃一字の精神宣揚」とある。そして「宮崎新聞」(夕刊)が常設コラム欄名を「八絃一字」と変更したのは、昭和十四年二月二日(同十五年六月六日迄)のことであつた。
- (31) 熊本県生。「相川とは同期の学友」(東京帝国大学)といふ(日向観光協会「霧島」、二頁)。大阪毎日新聞に白羽の矢が立つたのは、当時大阪朝日新聞が榎原神宮の協援を行つてゐたからであるが、平川の実在も見逃せない。
- (32) 相川は前掲『八絃基柱——平和塔の由来』に「特に大阪毎日新聞社の主幹平川清風氏の筆により斡旋によるご協力は大変なものであつた(七頁)とし、平川の「霧島」の寄稿文をほぼ全文引用してゐる。
- (33) 日向観光協会「霧島」(昭和十三年十一月二十五日号)二―三頁。
- (34) 前掲『ある塔の物語——甍の名子実三の世界——』参照。履歴については、「平和の塔」の史実を考える会『八絃之基柱』史資料集(自費出版、平成十年七月)に挿入されてゐる履歴参照(六二頁)。拙稿『八絃一字』の具象化——八聖殿から八絃之基柱へ——(『神道宗教学会編「神道宗教」第二四一号所収、平成二十八年)三五―五二頁。
- (35) 宮崎県立高等女学校の校友紙『斯華』(第四十一号)参照。
- (36) 拙稿『八絃之基柱と田中智学——皇宮神社の顕彰と日蓮主義——』(日本国史学会編『日本国史學』第八号所収、平成二十八年春号)三八―五八頁。
- (37) 前掲『八絃基柱——平和塔の由来』一〇頁。

- (38) 前掲「八紘之基柱と田中智学——皇宮神社の顕彰と日蓮主義——」、前掲「八紘一字」の具象化——八聖殿から八紘之基柱へ——」参照。
- (39) 田中智学は、警保課長時代の相川勝六に内偵を受けてゐた形跡がある。智学が創設した政治団体「立憲養正会」が、大本教の「昭和神聖会」同様に、治安維持法に抵触する組織と見做されてゐたためであらう(『木戸幸一日記上巻』東京大学出版会、昭和五十五年)。※昭和十年二月八日記述参照。
- (40) 前掲『思い出するまま』に、「庁内の役人はもちろん、県政記者諸君や、県議、市町村議など、あらゆる階層の人々に意見を聞き、それを基盤にして構想を練つていった」とある(二三六頁)。
- (41) 『紀元二千六百年祝典記録 第一冊』七八三―七九六頁。祝典事務局と各道府県との調整については、昭和十二年七月十五日に内閣紀元二千六百年祝典事務局より各地方長官宛に発せられた「紀元二千六百年奉祝記念事業実施計画概要調査二関スル件」を嚆矢として、これをもとに記念奉祝事業調整の方策を樹立すべく、各省次官会議(同十三年七月二十一日)に於いて決定したのが本「政府通牒」である。なお、同十四年七月十九日にも同趣旨の「地方ニ於テ起興スル紀元二千六百年奉祝記念事業ノ調整二関スル件」(第二次政府通牒)が、内閣書記官長・内務次官・大蔵次官連名で各地方長官宛に発せられてゐる。
- (42) 紀元二千六百年奉祝会『天業奉頌』(昭和十八年)二四七―二五二頁。
- (43) 前掲『紀元二千六百年祝典記録 第一冊』七五八頁。
- (44) 前掲『思い出するまま』、一三八頁。相川によると、「公務で上京した際、突然、日名子実三と名乗る人が、私の宿舎に來訪された」報酬は一文も要らぬから、是非とも自分にやらせてくれ」と申し出があつたといふ。
- (45) 前掲『紀元二千六百年奉祝と県民の覚悟』五四―五六頁。
- (46) 註(29)に同じ。
- (47) 前掲『紀元二千六百年祝典記録 第一冊』七五七―七五八頁。
- (48) 宮崎県文書センター「雑書 秘書綴」(官第16の1)簿冊番号三八七〇に、相川知事から内閣書記官長宛に提出された昭和十四年二月七日付「紀元二千六百年記念事業調整二関スル件」が収録されてゐる。
- (49) 前掲『紀元二千六百年祝典記録 第一冊』七五七―七五八頁。
- (50) 内閣書記官長「各種調査委員会文書・内閣紀元二千六百年祝典事務局書類・八ノ一記念事業調査書類其一」に會議録

や出席者氏名など詳細に記録されてゐる。

(51) 宮崎県文書センター「雑書 秘書綴(官第十六の二)簿冊番号三八七〇収録。

(52) 文部省「神武天皇聖蹟調査報告(昭和十七年)三四一六一頁。辻善之助「神武天皇聖蹟誌」(紀元二千六百年奉祝会「神の礎」所収、昭和十六年)一一二六頁。

(53) 神武天皇御東遷に關はる三十六件の候補地があり現地調査も行はれた。ただ高千穂宮については、「聖跡の所在に何等かの縁故ある地方、或は其の所在を包含する広汎なる区域は略々推測出来るにしても、其の御事跡の地点地域を考定すべき十分なる微証資料が存しない為、今日其の箇所を決定し得なかつたのである」といふ裁定が下された(文部省「神武天皇聖蹟調査報告」三四一六一頁)。この落選の衝撃は、宮崎県会での日高源次議員の質問(昭和十五年十一月三十日)に如実に表れてゐる。日高県議は長谷川透知事に対して、「巷間伝へるところとして隣県鹿児島県は、官民一致強硬なる團結のもとに、中央政界並びに学界各方面にたくさんの有力者があるのを好機として、本県側の高千穂址指定を執拗に妨害したと聞いてをりますが、はたしてさうであつたのでありませうか」と露骨な質問をしたのであつた(『宮崎県会史』第七編、昭和十五年県会・「高千穂宮址聖蹟決定問題その他について」、同書「紀元二千六百年祝典執行に際し高千穂宮未決定に対する解決促進論について」)。その宮崎県民の抗議を受けて文部省は、宮崎神宮の隣接した一角に、「神武天皇宮崎宮之碑」を宮崎県奉祝会の建立を条件に許可した。碑の側面には、「文部省公認紀元二千六百年奉祝会賛助に依り之を建設す 昭和十五年十一月 紀元二千六百年宮崎県奉祝会」とある。文部省公認と碑の建設費用負担こそがその政治的な方策であつたのである。

(54) 註(30)に同じ。

(55) 註(51)に同じ。

(56) 前掲、宮崎県文書センター「雑書 秘書綴」参照。但し、前掲「各種調査委員会文書・内閣紀元二千六百年祝典事務局書類・八ノ一記念事業調査書類其一」には、「内閣書記官長承認ノ条件ニ違反スルモノト被認甚ダ遺憾ニ堪ヘザル」とある。

(57) 同右、宮崎県文書センター「雑書 秘書綴」参照。宮崎県は「大阪朝日新聞ニ於テ宮崎県奉祝事業ヲ協賛シ有志ノ賛助金ヲモ取次グ旨ノ社告ヲ四月三日ニ發表ノ予定 御諒承ヲ請フ」と事前諒解を求めたが、書記官は「新聞社ヲシテ寄附金ヲ取次ガシムルコトハ二月十日附内閣書記官長承認ノ条件ニ違反スルヲ以テ諒承シ難シ 社告中止方至急措置セラレタ

シ」と返電した。

(58) 前掲「各種調査委員会文書・内閣紀元二千六百年祝典事務局書類・八ノ一記念事業調査書類其二」参照。

(59) 「宮崎新聞」(昭和十四年二月二十二日付)参照。

(60) 宮崎県文書センター所蔵「県務引継書」(2326-71)四八頁。

(61) 宮崎県文書センター所蔵「県務引継書」(2327-75)七七頁。

(62) 註(2)に同じ。

(63) 石材の運搬については、鉄道省告示第二十六号(同十四年二月二十一日)によると、「檜原神宮境域、畝傍山東北陵域及

宮崎神宮境域拡張整備事業ニ伴フ栽植用献木並紀元二千六百年記念御柱建設用献石類ニ対シ」では、「貨物運賃ノ割引ヲ為ス」とあり、半額の経費節減が図られたことが解る(宮崎県文書センター「雑書 秘書綴」(官第16の1)簿冊番号三八七

〇収録)。

(64) 管見の限りにおいて「宮崎今日」の縮刷版の存在は確認できない。故に本論では宮崎県立図書館所蔵の新聞スクラップファイル(「平和の塔関係」昭和十四年・一三九)記事中から引用した。表紙裏に「宮崎新聞」「宮崎今日」といふ記載がある。つて、加へて「宮崎新聞」に松本静太郎のコラム欄はないことから、「宮崎今日」の記事と判断して引用したものである。

(65) 前掲『祖国日向産業博覧会並協賛会誌』五頁。宮崎市史編纂委員会『宮崎市史(昭和三十四年)』八一六頁。ケネス・J・ルオフ『二千六百年——消費と観光のナショナルリズム——』朝日新聞出版、平成二十二年(一九三一年)一四七頁。

(編戸神宮宮司・國學院大學研究開発推進センター共同研究員)